

令和元年第3回

伊根町議会定例会会議録

令和元年9月19日（第3号）

伊 根 町 議 会

令和元年 第3回 (定例会)

伊根町議会 会議録 (第3号)

招集年月日	令和元年 9月19日 水曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和元年 9月19日 9時29分			議長	上辻 亨	
	閉会	令和元年 9月19日 11時02分			議長	上辻 亨	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
5	山根 朝子	○	10				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	上山 富夫	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	石井 明博	○	
企画観光課長	千賀 和孝	○	会計管理者	増井 和彦	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署 名 議 員	4番	中嶋 章		7番	和田 義清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和元年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和元年9月19日(木)
午前 9時29分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 宮津高校伊根分校の跡地利用は 佐戸 仁志
 - 水道事業の広域化について 大谷 功
 - 再生可能エネルギーと町づくりについて 山根 朝子
 - 観光振興について 中嶋 章
- 温泉施設の活用について

日程第 3 議案第51号 物品購入の変更契約締結について(除雪ドーザ5t級)

日程第 4 議案第52号 物品購入の変更契約締結について(4tコンテナ脱着車)

日程第 5 議案第39号 平成30年度伊根町歳入歳出決算認定について(討論・採決)

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 宮津高校伊根分校の跡地利用は 佐戸 仁志
 - 水道事業の広域化について 大谷 功
 - 再生可能エネルギーと町づくりについて 山根 朝子
 - 観光振興について 中嶋 章
- 温泉施設の活用について

日程第 3 議案第 5 1 号 物品購入の変更契約締結について（除雪ドーザ
5 t 級）

日程第 4 議案第 5 2 号 物品購入の変更契約締結について（4 t コンテ
ナ脱着車）

日程第 5 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度伊根町歳入歳出決算認定について
（討論・採決）

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和元年9月19日(木)
午 前 9時29分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(上辻 亨君) 皆さん、おはようございます。本日はお疲れさまです。

令和元年第3回定例会、本日、最終日となりました。本日は一般質問から始まりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上辻 亨君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4番、中 嶋 議員

7番、和 田 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(上辻 亨君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、宮津高校伊根分校の跡地利用はを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。2番、佐戸議員。

○2番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

最初に、この間の台風13号で大変な被害を受けております千葉県の方々、その復旧に携わっておられる、不眠不休で復旧されている自衛隊員の方々、私の同業者であります電気業者の方々、大変な思いをされておると思っています。あの山間部で起きている被害は、伊根町にも起こり得ることではないかと私は思っております。伊根町も今回の件を他人事とは思わず、いろいろと研究していただきたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

伊根町日出の地にあり、仕事につきながら勉学をし、地域に愛され、多くの卒業生を輩出した宮津高校伊根分校は4年後、廃校となります。宮津高校伊根分校の所有者は京都府であり、私は建物を残したまま京都府より伊根町に譲渡されるのではと思っております。4年後の仮の話をするのはどうかとは思いますが、跡地利用の計画、ビジョンを京都府に示すことが必要で、スムーズに譲渡してもらえるものではと思っております。

校舎裏にあり生徒が利用していた体育館は、伊根町民体育館であり、当然、伊根町の所有物であります。国道178号沿いのグラウンド周辺、校舎東側などに多くの耕作放棄地があり、日出区民より買い上げれば、国道178号線に面した、伊根町ではほかにない広大で利便性の高い土地となります。私が思うに、利便性の高い土地を利用して伊根浦観光、伊根町観光の拠点をつくる、例えば、公設民営で、大型バスの乗り入れができ、伊根、新井崎、蒲入などでとれた新鮮な魚、魚の加工品、伊根町の農家が生産した米、野菜、駆除したイノシシの肉、鹿の肉などなど、産物を販売し、公衆トイレもあるというものをつくってはどうかと思っております。私のイメージとしては、大変にぎわっている京都縦貫道にある味夢のような施設ができればと思っております。規模はもっともっと小さくてよいと思っております。

そして、同じ建物の中に、今、伊根町議会産業建設委員会で調査しているコンビニのような、スーパーのようなものを入店させ、町民に対し買い物支援ができる施設とする。さらなる定住促進を

図るため家族向け住宅、単身住宅を建設する。その近くには上下水道を完備した宅地を造成し分譲販売をする。など、さまざまな利用計画が考えられる場所であります。

4年後の廃校、譲渡決定後考えるのではなく、今すぐ協議会を立ち上げ、役所、伊根地区、日出地区、観光業者、漁業者、農業者、商工会など、さまざまな方と跡地利用を協議してはどうか。町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

その前に、佐戸議員も心配をされておりました大変なことで、千葉県の方、大変であります。お見舞いを申し上げる次第であります。伊根町は既にああいう経験をしておるんですね。平成16年でしたかね、台風が立て続けに来まして、21、22、23、10月の末でありましたね、蒲入は壊滅的な被害を受ける。本庄浜も、伊根浦の方でも屋根の瓦は飛びましてね、大変なことでありまして、我々も、当時、私も町会議員でありましたか、大変な経験をしておりまして、そのときのノウハウは結構しっかりと蓄えておると思っております。

それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

宮津高等学校伊根分校につきましては、来年度の入学募集を行わず、今年4月に入学した生徒が卒業する2022年度に閉校となります。2023年の3月いっぱい閉校でございます。

日出分校の校舎は木造2階建て841㎡で、昭和38年12月に完成をしております。これ昭和37年に全焼しておるんですね、そのときに再建したものでございます。屋内運動場は鉄骨造りで489㎡、昭和41年7月に完成をしております。校舎敷地の面積は3,821㎡で、そのうち116㎡は京都府が所有をしております。残りを伊根町が所有をしております。グラウンドは学校用地として京都府が買収、造成したもので、面積は6,663㎡、グラウンドも含め、伊根分校の土地の総面積は1万㎡を超えるものとなります。

閉校後の跡地利用を検討するに当たっては、グラウンドの土地所有者であります、校舎の方の一部所有しておりますけれども京都府、建物の建設費用を一部負担した宮津市の意向確認や協議が必要になります。まずはそれらの協議を整えた後で次の段階に進む必要がございます。これらにつきましては、教育委員会のほうで京都府当局と既に協議を始めております。

ただし、まだ生徒が在籍をし授業も行われております。伊根分校を卒業された方にとって母校でございます。閉校後の跡地利用の組織の公式の立ち上げは、相応の時期があらうかと思っております。そして、それがいつであるべきなのかは、なかなか判断が難しいところでございます。今すぐ組織を立ち上げるのではなく、まずは役場内部の体制を整え、基礎的な情報の収集と整理、たたき台の検討などを行い、次年度以降において検討する組織を協議会とすべきなのか別の方法とするのか、少なくとも各種団体や関係者、町民の方々のご意見を聞く機会を設けるなど、準備を進めたく思っております。

また、議員もいろいろと夢を語られたわけでございます。なかなかそういった計画も規模も定かではございませんが、その財源を一体どこから求めるのか、これは大きな問題でございます。跡地を利用した計画というものを立てて実施は必ずやらなければいけないわけでもありますけれども、今後の伊根町財政を圧迫するようなことがないよう考えることも肝心ではないかと思っております。

いずれにしても、まずは京都府や宮津市との調整が整わなければ実現しない話になりますので、こちらのほうから計画的に進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 佐戸議員。

○2番（佐戸仁志君） 町長、前向きな回答、ありがとうございます。前向きと感じました。

私、先日、ちょっとした会合の中で宮津市、与謝野町の方が少し話されているのを耳にいたしました。その話というのが、京都府の中で個人の収入が一番低いのが伊根町であると、2人の方は笑っておられました。私は結構ショックでありました。それと頭がカチンと来たことも覚えております。個人の収入を上げる、漁業者、農業者の収入を上げることが私は大事ではないかと思っております。漁業者や農業者の収入を上げるための販売ができる施設をつくるということが大事ではない

かと思っております。そのことができることで今、漁業者、農業者、若い方々がIターン、Uターンし、伊根町に定住しつつあるのではないかと私は思っております。ぜひ、この役場の前の一等地にそのような施設ができれば、伊根町の観光、それと収入を底上げして、今以上の定住促進ができるのではないかと思っております。

本日はありがとうございました。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 何か小耳にはさんだことで、うちが一番少ないという話でありますけれども、私も何かたまにそういうことを、議員の方も誰かにそういうことを言われる方もおったりするんですけれども、たまに聞くんですよ。そうなのかなといつもちょっと不思議に思うんですよ。一遍そういう、どういう統計なのかなと見てみたいものなんですけれども、そういうものの、国民健康保険税、府一になりましたね。それで、その査定があるんですね、いろんな、伊根町はこれだけ抛出しなさいよとか、その中で伊根町の国民健康保険税の、あんたんとは所得が多いから上のほうなんだという、なっとるんですね。どういうことって話ですよ。ですから、余りそんなことは気にされる必要はないのかなと思います。

それでも、漁業者、農業者の収入をふやすというのは、私も大きな課題である、これはもう一番の大きな課題であろうかなと思っていますね。それにつきましては本当にどうしたら、前もよくよく申しましたけれども、例えば、漁業者が給料がサラリーマンに負けないように、年間五、六百万もらえる、そうするにはどうしたらいいんだと、そうするにはどうしたらいいかというより、そうするんだと決めて、そのためには何をしていったらいいか、一つずつ仮説を立てて、立ててはつぶし、それを実行していくしかないだろうと。六次産業化をしていくべきだろうと、そういうことは常々申し上げております。

その話とこの跡地利用というのが、すぐにまた一致するかどうかというのは、また別の問題でありましようけれども、それはそれぞれに考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、水道事業の広域化についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。

6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして水道事業の広域化について伺います。

昨年、国会で可決した改正水道法を踏まえ、京都府は水道事業の広域化を進める方針を打ち出しています。広域化を進める理由は、水需要が減少することや老朽化した管路の更新、技術職員の高齢化などの問題解決のためとしています。

昨年の11月に京都府が発表しました京都水道グランドデザイン、京都府水道ビジョンでは、京都府の南部、中部、北部の3圏域に協議会を設け、各自治体の水道事業の統合を検討し、民間委託などを活用した広域連携も検討するとしています。

そもそも水は公衆衛生の向上及び増進の具体化として、水道法で、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図るとされています。だからこそ命の水は民間に移行せず、公が担ってきたところでありま。広域化では、府内の多くの自治体が各事業体で経営状況も異なっているのが実態と、地理的な問題から広域化は難しいと回答していると聞いております。

また、災害時には、広域的な水道ではなく、簡易水道など地域分散型水道が重要だという考えも今広がっています。また、世界では民営化が進んでおったヨーロッパ、アジアなどは、水道料金の高騰、水質も悪化し、公共の水道事業が守れないということで、パリとかベルリン、クアラルンプールだとか、この十数年で35カ国、180事業体などで再公営化にかじを切ったと指摘されています。要するに、言いたいことは、水を利益の対象としないということが一番言いたいわけでありま。本来の目的である公共の福祉の増進ということ、そこのところはしっかり持って頑張りたいと思っておりますが、現在、協議会設置に向けて進んでいるのか、状況を伺うとともに、町長の認識と今後の対応について伺います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

水道事業の広域化についてのご質問です。

まず、国では平成25年に新水道ビジョンを策定し、今後50年100年先を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、当面の間に取り組むべき事項、方策を示しております。

水道水の安全の確保「安全」、確実な給水の確保「強靱」、供給体制の持続性の確保「持続」、この観点から理想像を具体的に示すこととしており、その中で水道関係者の連携がうたわれております。そして、昨年12月に水道法の一部を改正する法律が公布され、本年10月に施行予定となっております。改正の主な内容は、関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進などでございます。

都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとされております。都道府県は、このビジョンを踏まえ、都道府県ビジョンを策定することとされており、平成28年から検討委員会の開催を経て、平成30年11月に京都府水道グランドデザインを策定しております。

その内容は、人口減少社会の到来等、水道事業を取り巻く厳しい環境の変化に対応し、将来にわたる安心安全な水道水の供給体制を築くため、一つに安全性の保証、一つに危機管理への対応、一つに持続性の確保、この3つの視点から府内水道事業者の8つの取り組み項目と、これらにかかわる将来目標を定めることとしております。そして、府域を3つの圏域、南部、中部及び北部に分け、圏域ごとに広域化、広域連携を進めることとしております。

協議会の設置に係る状況でございますが、3圏域とも設置に向けた協議が行われており、北部では市町村水道事業連絡会議の場で、昨年度3回、本年度2回の協議を行っております。これまでの協議では、広域連携の方向性や目標設定について、広域化シミュレーション、職員交流・共同入札にかかわる意向調査、北部圏域での目標・分科会の設置についてを議題として協議を行っております。

目標と成果につきましては、北部圏域における事業統合、北部一水道とし、将来的には北部5市2町による企業団設立としております。そのようにしておりますけれども、しかしながら、そんなことが一朝一夕にできるわけがございませんので、まずは料金徴収事務等の一部事務について、共同委託実施の検討、準備を進めることとしております。

広域連携により民間委託の活用も検討されるわけでございますが、何のために民間委託するのかといえば、事業費の低減化、職員の少数化などでございます。しかしながら、伊根町ではこれ以上職員を減らせる状況ではございませんし、外部委託といっても、受けてもらえるのか、はなはだ疑問でございます。恐らく5,000人以上の上水道ならばいざ知らず、我々のような端々の簡易水道ではそういうことは難しいのではないかと考えております。

協議の中で、各市町の課題、状況もまちまちであり、まとめるのは大変難しいと判断をしております。そこで、当面はメリット、デメリットの分析によりメリットのみを追求することとしております。市町によってメリット、デメリットは異なることもありますので、全市町が同一に取り組むものもあれば、一部の市町で取り組むものもあるということでございます。

伊根町にとってのメリットは、今のところ薬品等の共同購入、情報共有ぐらいなものでございます。デメリットとなるようなことは、広域連携の協議に上るとしても、当然取り組むことはありません。また、事業統合と言いましても、各施設が管路で新たにつながるわけではありませんので、議員が懸念されているような自己水源の廃止もないと思っております。

民営化は、料金が下がる、または経費が減少するというのが理想であります。現実には料金が上がり水質は悪化したということは、議員がおっしゃるとおり、海外では多くあったようでございます。37カ国、235カ所が再公営化されたという資料がございます。日本でもどうなるかはわかりませんが、どちらにしても、民営化は伊根町では採算が合わないもので、現実性はないと考えております。

広域連携の検討はしなければならないわけでございますから、その方向で協議には臨みますが、最終的な判断は自治体に委ねられます。伊根町にとって、伊根町民にとりまして不利益になるよう

なことはする必要はないわけでございます。今後の動向を注視して取り組み内容を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして大谷議員の一般質問を終わります。

次に、再生可能エネルギーと町づくりについてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。

山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

政府の第5次エネルギー基本計画では、原子力や石炭火力、地熱、大規模水力による発電などをベースロード電源として最優先に位置づける一方で、再生可能エネルギーは主力電源化を目指すとし、2030年度の電源比率は22から24%と低い目標のままとなっています。しかし、世界の趨勢は再生可能エネルギーへと転換しています。その中で、政府もしぶしぶながらも再生可能エネルギーの主力電源化を言わざるを得ない状況になっていると考えられます。

再生可能エネルギーの活用をめぐることは、企業がその取り組みを本格化させていることを注目していかなければならないと思います。

RE100、リニューアブルエネルギー100%プロジェクトに参加する大手企業アップル社などは、再生可能エネルギーを使わない企業を部品納入業者から外す作業を進めており、今後、再生可能エネルギーを取り組まない企業は市場で通用しなくなるということが起こってくるかもしれません。また、中小企業版のRE100をつくらうという動きも進んでおり、REアクションとして発足の予定のようです。日本の中小企業、自治体、病院、学校などが対象となっています。REアクションでは、自治体の行政機関が使っている電気を100%再生可能エネルギーで賄うことを2050年までの期限を決めて宣言することが参加の条件として考えられています。

しかし、大事なことは、ただ100%にしましてではなく、それが住民の福祉の向上や地域の活性化に結びつくように、どのようなやり方をするのかを考えていくことが重要だと思います。住民の知恵と意識の向上のもとに地域での循環経済をつくっていく、災害時にも電気の供給ができる、二酸化炭素を放出しない地球環境に配慮したまちづくりを進めていかなければならないと考えます。

2月27日の京都新聞では、秋田市で計画していたバイオマス発電事業が、海外からの調達する燃料の木材ペレットや建築費の高騰で採算の見通しが立たなくなって、事業の撤回を報道していました。しかし、最近、近隣の自治体で大手企業と電力会社がバイオマス発電所の建設を検討していると新聞報道されました。今はまだ検討、調査段階で、具体的なことは何も決まっていないとのことですが、国内外の間伐材を利用した木材ペレットとヤシがらを燃料とするといいます。また、ほかの自治体でも、民間発電事業者がパーム油を燃料としたバイオマス発電所の建設を計画していると言われています。パーム油に関しては、環境保護団体が開発に伴う熱帯雨林の減少などを指摘しているほか、パーム油を使った発電所の周辺住民からは、発生する稼働音やにおいの苦情が相次いでいることなど、問題点も指摘されています。

さまざまな課題はありますが、環境に配慮した再生可能エネルギーの活用、また地域資源の有効活用による地域循環型経済の確立の面からも、伊根町においても再生可能エネルギー政策が必要ではないかと思えます。

2015年9月議会の一般質問で、私は再生可能エネルギーの地域産出、エネルギー計画の策定について質問しました。町長の答弁は、「再生可能エネルギーは、その課題として、つくれる電力がまだまだ少なく、供給も不安定である。広大な敷地や大規模な設備が必要となり、再生可能エネルギーは発電コストが割高になる。しかし、再生可能エネルギーに対する国民の期待や技術革新は目覚ましく、今後は伊根町で何ができるのか、何がよいのか、先進事例を検証しながら再生可能エネルギーの策定を考えていきたい。」と答弁されています。

自治体が出資する地域新電力は、2018年6月現在で33カ所、出資形態も5%から87%までさまざまです。自分たちがやれるものを自分たちでやっていくという立ち位置で進めていく必要があると思います。伊根町の地域資源を調査し、何ができるのか、何がよいのかを伊根町の環境政策、循環型経済政策ともあわせながら進めていくべきだと考えます。伊根町の舟屋の観光のほかにも、環境にやさしく自然の恵みを生かした再生可能エネルギーの町、伊根町として全国に発信して

いく取り組みを進めるべきだと考えます。町長の見解を伺います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員、るるおっしゃられたわけですが、要は伊根町が再生可能エネルギーについてどう考えているかというご質問かと思えます。

再生可能エネルギーを使う企業が市場で生き残り、使わない企業が失速する。そのような市場の動向は、ちょっと私にはよくわかりません。アメリカのトランプ大統領などは、それこそ世界の趨勢にさお差しているとは思うんですが、地球温暖化などはどこ吹く風で、パリ協定から脱退しております。それでもアメリカの経済界からは、それなりに支持をされております。

RE100に参加する企業も、自身の企業活動で使用する電力を再生可能エネルギーに転換することを宣言されているわけで、宣言されている、宣言をされているわけで、自分で再生可能エネルギーをつくるわけではありません。また、そして、その調達コストは当然、製品に転嫁されることと思えます。RE100に参加する企業がいい企業で、参加しない企業がよくない企業なのか、その辺のところもよくはわからないわけですが。また、再生可能エネルギーに転換と言っても、まだまだその枠は限られておりますので、みんながみんなRE100に参加はできないわけがございいます。

地方自治体は、地方自治体が使用する電力、役場や学校などで使用する電力を再生可能エネルギーに転換することが重要ではなく、再生可能エネルギーを活用して地域の課題、町の課題をどうやって解決し、いい方向に持っていくことができるのかが重要で、それが再生可能エネルギーを活用した施策だと思っております。

議員もご承知いただいておりますとおり、伊根町エネルギービジョン策定基礎調査を今年度、経済産業省の補助金の採択を受けて実施しております。調査は、地域概況などの基礎調査から、再生可能エネルギーの賦存量調査、導入可能性プロジェクトの検討及び有望プロジェクトの事業化に向けた計画など、伊根町において、どんな再生可能エネルギーがあって、それはどれぐらいの電力が見込め、そして、その採算性、事業性はどうかなど、基礎を調査するものでございます。

この調査において、再生可能エネルギーとしての有望事業として、例えば、太陽光発電が低コストで導入でき、採算性も抜群であるという結果が出るのであれば、それをどうやってまちづくりに結びつけるのか、議員もおっしゃる地域の活性化、住民の福祉の向上にどう結びつけるか、よくよく検討するため、今年度の基礎調査を手始めとして、さらに来年度以降、詳細な事業計画の策定へとつなげていきたいと考えております。

少し質問からは離れますが、現在、北海道に本社を置く株式会社市民風力発電が、京都府が太鼓山で行っていた風力発電事業地で、新たに令和4年度稼働に向けた風力発電施設を計画されております。伊根町もその事業推進に協力しております。その会社から計画を説明いただく中で、伊根町に対して、「他の事業地と同様に、利益が上がれば地域貢献したく、どのような支援のあり方がよいのか、事業地となる筒川地区と意見交換したい」と、その旨の提案をいただいております。こうした取り組みも再生可能エネルギーの活用の一環として、伊根町としても可能な支援を行いたく考えております。

また、議員、出資の話とかいろんな発電の関係、市町村が行う、申されておりましたけれども、難しいんですね。以前などはいつか、ごみですね、可燃ごみ、紙とかああいうものを全部集めましてペレットにするんですね。それを燃やそうというそんなのもやりましたけれども、これはね、またあちこちで立ち上げては潰れるんですね、そのたびの話も。バイオマス話もあります。京丹後市さんでもバイオマス、今、よその町のことで余り申しませんが、余りいい方向でもないし、パーム油もかなり問題も起きております。当然、世界的な資源、森林資源を破壊するという話まで、なかなか難しくございます。

また、この風力発電のほうについても市民発電ですね、市民風力発電、ここからもファンドの出資の打診は来ております。そうではありますけれども、やはりその一企業の出資ということについては、要するに、そういったエネルギー支援と言えども株を買うようなものでございますよね。もし失敗して損をしたら誰がそのつけを払うんだと、その辺のところは当然のことながら慎重な判

断が必要だろうと思いますし、もしそんなことを考えるときには、当然、議会の承認もいただかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 山根議員。

○5番（山根朝子君） 今年度から始まったそのエネルギーの調査については、とても期待をしているところで、本当にその調査をもとに、これから少しずつ、町民の皆さんにもやっぱりいろいろと、今こういうことをしているんだ、こういうエネルギー再生のことで、皆さん思いがありますかとか、いろんな町民の意見を聞きながら進めていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして山根議員の一般質問を終わります。

最後に、観光振興について及び温泉施設の活用についてを通告議題とし、中嶋議員の発言を許します。

4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私は身近な問題を取り上げて町の考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

伊根町の観光の柱は、言うまでもなく、歴史的価値を誇る舟屋景観を中心とした環境事業であります。伊根地区は整備され一年を通してにぎわいがありますが、その他の地域は夏を除けば閑散としているような状況です。唯一、海水浴シーズンには毎年、きれいな海と豊かな自然を求めて多くの方が海水浴に訪れていただけます。ことしは短い夏でしたが、泊、本庄浜海水浴場ともににぎわいがありました。また、観光協会事業のシーカヤックも盛況であり、たくさんの方がお見えになりました。観光客に快適な施設を提供し、リピーターを増やし、また口コミ人気によって次なる観光客を呼び込むのも大事なことだと思います。これは海水浴のお客さんに限ったことではありません。伊根浦の舟屋観光にしてもしかりであります。

施設の件でちょっとお伺いさせていただきたいんですけれども、町の、特に本庄浜のトイレシャワールの施設の件ですけれども、毎年、排水装置のトラブルによってトイレのつまり、また更衣室の内部の扉の傷み、経年による施設の劣化が見受けられます。その都度、応急修理はされておりますが、快適な環境提供にシーズンの前の点検整備が必要ではないかと思っております。定期的な点検によって施設の長寿命化にもつながると思っております。また経費の節減にもなるかと思っております。海水浴場の施設のほかに、町の保有の観光関連施設の点検整備実施の状況は現在どうなっているのでしょうか。まだ、現在、泊のトイレ施設はくみ取りではありますけれども、今後、水洗化にする予定はございませんでしょうか。

続いて、ごみの問題ですけれども、ごみの分別していないごみは回収されずに、ごみ処理はその地区の役員さんの重い負担となっております。ごみ箱は撤去し、ごみの持ち帰りをうたう看板等の設置の対策は必要と考えますが、その点についてはどうでしょうか。また、海洋漂着ごみなども、清掃車を導入して、美しい砂浜維持に努めたいかがでしょうか。

また、水難事故防止の面ですけれども、現在、駐在所の巡回と防災無線の放送の効果で大きな事故発生はしていませんけれども、来年度、防災無線の切りかえで今後とも放送の維持がされるのでしょうか。その辺もお伺いさせていただきます。遊泳禁止のとき、また万が一の水難事故の発生時の連絡方法、またAEDの設置場所など、AEDの取り扱いなど、救助体制はどうなっているのでしょうか伺います。

続きまして、町保有の温泉施設の活用についてお伺いいたします。

貴重な伊根町の財産である温泉が老人福祉センター泊泉苑と長寿苑に供給され、泊泉苑の温泉施設が町民及び一般客にも提供されております。しかし、余り周知徹底されていないようで、のぼりを立てて温泉ができますよという案内だけで、一般の方には伊根町に立ち寄りの温泉があるというのは余り知られていないのではないかと思います。現在、利用状況を見ても、年間約1,100人程度と非常に少ないように思われます。運営の工夫や情報発信で、新たな日帰り温泉スポットとして、もっと活用してはいかがでしょうか。夏のシーズンには泊海水浴場の海水浴客の利用が期待でき、利用料、また入湯税も見込めると思います。入湯税は、環境衛生施設、消防活動施設整備や観

光振興の貴重な財源として生かされます。

また、利用によって地域の交流が深まり、多くの触れ合いが生まれると思います。さきの住民アンケートでも、暮らしていて一番よいところ、大切にすべきというところに人間関係が上位に挙がっております。地域のコミュニティーの場として、老若男女を問わず誰もが施設としてにぎわえば、町の活性にもつながると思います。土日、休日の開放、利用時間の拡大、積極的な温泉案内、町民にはもっと利用しやすい料金設定など、情報の発信によって豊かな人の交流、快適な空間が生まれます。また、町の財政寄与にもつながると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、中嶋議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

1つ目、観光振興についての質問でございます。

まず、本庄浜海水浴場のトイレにおいて、排水ポンプのトラブルで海水浴場開設者の本庄浜区、施設利用者の方々に御迷惑をおかけしたことについてはおわび申し上げたいと思います。

施設の管理でございますが、清掃については7月8日から8月25日までの間は毎日行っております。その他の期間は週1回行っております。施設の点検についても、機械設備の点検まではできませんが、扉の開閉の具合や排水等は清掃時に確認しております。また、役場職員も清掃状況等の確認のため2週間に1回見回り点検を行っているところでございます。しかしながら、こういったトラブルは繁忙期に起こりがちなものでして、整備からかなりの年数を経過している施設でありますので、何とかその辺のところはご理解願いたいと思います。根本的な改修につきましては、今後の課題と考えております。

本題にはいります。

まず、海水浴場の設置についてでございますが、本庄浜海水浴場、泊海水浴場とも開設者は、それぞれ本庄浜区、泊区の自治会であります。開設者が遊泳場の表示、連絡員の配置、救命用具の装備などを準備した上で京都府に対し届け出をし、開設されているものでございます。開設者は町ではありません。

では、そこで発生するごみは誰が処分するのか、片づけるのか、当然、開設者であります自治会でございます。分別されていないごみが回収されない、しょうがないことですね。当たり前であります。回収してもらうためには、しっかりと分別することです。それが嫌なら、利用者に分別して捨てさせる、または捨てさせない、持ち帰らせるなどの対応は、開設者である自治会が考えればよいことではないでしょうか。当然、そのための看板設置は、自分たちが自分たちの経費でやればよいことだと思っております。

また、現在行っている防災無線を使用した呼びかけによる水難事故防止対策についてでございますが、防災無線は、議員もご承知のとおり、今年度、防災タブレットによる行政情報配信システムに移行することになっております。移行後も屋外拡声器は維持する方向で検討をしているところでございますが、来年度、令和2年度に限っては、その設備移行工事を施工する関係で使用できなくなります。よって、次年度の夏は、防災無線の屋外拡声器による呼びかけはできないこととなりますが、設備の更新が完了すれば、これまでと同様に屋外拡声器から呼びかけを行うことは可能でございます。

遊泳禁止時や水難事故発生時の連絡、救助体制について伺いますと質問をされたところでございますが、ちょっと勘違いされているのかなと。先ほど申しましたように、開設者は自治会でございます。水難事故防止対策の呼びかけも遊泳禁止時や水難事故発生時の連絡、その救助体制を整えることも、それを行うのは開設者である自治会であります。繰り返しとなりますが、町ではございません。万が一、水難事故が発生した時には、連絡監視員が消防なり警察なりに速やかに連絡し、救助してもらう、これしかないんじゃないかと思っております。町は利用できる町の設備をお貸しするなど、支援をさせていただくことは可能でございますが、あくまでその責任は開設者でございます。何度も言わせてもらいますが、海水浴場の開設者は、町ではなく自治会であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

また、トイレを水洗化したらどうかと。いつときなんですね、使用されるのが。他のとき使用されない。ほとんど利用がない。そうなりますと、その水洗トイレでも維持が難しくなるんですね。

そのことも兼ね合わせ検討をしておりますが、今のところ水洗化の予定はしておりません。

2つ目の温泉施設の活用について、お答えを申し上げます。

初めに、伊根町老人福祉センター泊泉苑の温泉利用の状況でございますが、平成30年度に温泉を利用した方は、年間で1,102名でございます。高齢者の皆さんが772名、一般利用客が330名となっており、正確な集計ではありませんが、330名のうちの一、二割が町外利用者として聞いております。2割としても70人弱でございます。町外利用者の方々の利用状況でございますが、イカ釣り客や観光に来て、たまたま玄関ののぼりを見てきた、家の風呂が使えないなどの理由で泊泉苑の風呂を利用いただいたとのことでございます。

泊泉苑の温泉に係る広報の状況でございますが、先ほど申し上げました、泊泉苑周辺で、温泉ありますのぼり旗を掲げるほか、ホームページにも、一般の方も日帰り温泉としてご利用いただけます。また、そこの括弧書きがちょっとあれですけども、サービスはありませんがご了承ください。そう書いて宣伝をしております。観光協会にもパンフレットは置いてございます。

しかしながら、そもそも伊根町老人福祉センターは、その設置及び管理に関する条例第1条で「本町の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とし、伊根町老人福祉センターを設置する。」と、そのようにございます。また、第2条では、利用の範囲を第1項第1号で「本町に住所を有する60歳以上の者」とし、第2号で「町長が適当と認めた者」、そのように規定をしております。しゃくし定規に回答するものではございませんが、この施設はあくまでも老人福祉センターであり、観光施設ではございませんので、現在の町長特認の範囲内での利用としたいと考えております。

少し話は変わりますが、現在の泊泉苑の入浴料金は、町内の60歳以上の方は300円、その他の入浴者からは500円いただくことになっております。しかし、浴槽は展望がよいわけでもなし、露天風呂があるわけでもなし、ジェットブローア以外には何もなし、10人も入れればいっぱいになる普通の風呂でございます。丹後圏域には多くの温泉施設があり、似たような料金で、それぞれに趣向を凝らした施設が営業されております。そういう状況の中にあって、果たして泊泉苑の温泉を選ばれるのでしょうか。よし、丹後の伊根の老人福祉センターに行こう、そのようにはなかなか思っただけなのではないのでしょうか。運営の工夫や情報発信に努めても、日帰り温泉スポットになるには、はなはだ難しいものがあるかと思えます。

また、土日、休日の開放による利用時間の拡大で集客し町の財政に寄与、そのように申されますが、例えば年間、土日を80日あげまして、一般利用者が、先ほど申し上げました70名程度として、その10倍、700人余分に来たといたします。そうしましても500円掛ける700人、35万円であります。では、その土日出勤の職員の経費は、賃金は、1人で対応するとしても、単純に1日8,000円として64万円、35万円もうけるのに64万かかります。町の財政に寄与するものはございません。

つかぬ話、自治体が運営する日帰り温泉でございますが、皆さんね、大変苦勞されておるんですね、どこも。与謝野町のリフレかやの里、クアハウスしかりであります。そして、ことしになりましてから笠置町のわかさぎ温泉や出石の乙女の湯、これなかなか結構な施設なんですよ、すてきな温泉であります。そうでございますが、指定管理者が途中で契約を解除しまして、双方とも8月31日から休館であります。

伊根町老人福祉センターの温泉は、基本的に地域の高齢者福祉、福利厚生にご利用いただければよいと思っております。日帰り温泉としての一般利用も今の職員体制で無理のない範囲で対応いただければよいと思っております。繰り返しになりますが、この施設はあくまでも老人福祉センターであり、観光施設ではありませんので、現在の町長特認の範囲内での利用としていきたいと考えております。

しかしながら、中嶋議員のご提案は真摯に受けとめ、現在行っております再生可能エネルギー調査の結果などを踏まえて、町所有の源泉の有効利用について検討させていただく、検討したく考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） ありがとうございます。

海水浴場の件なんですけれども、その地区の自治会の管理運営という、責任ということなんですけれども、その伊根町の、最初に申し上げたように、伊根浦の舟屋観光が中心でありまして、それ以外の伊根町がその観光のスポットとしてアピールできるのは、やはり自然豊富なそういう海の景観を利用した施設が、もうそれしかないんじゃないかと僕は思うんです。で、何もかもその地域の自治会の責任ではなしに、やはり町も何かしら関与して盛り上げていただきたいなど、そういうふう感じております。

で、もう一点、最後の温泉施設の件なんですけれども、これも含めて町が目玉のそういう温泉施設がありますよということがアピールできれば、旅行者に少しちょっと立ち寄ってもらって一服してもらおうような、そういう場所が提供できればいいイメージが生まれるんじゃないかというように思っております。

町長はいつも予て、ないものねだりはしないと、あるものを生かして最大限生かすというようなそういう考えで考えられると思うんですけれども、それも含めて今後また検討をお願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 伊根町の観光振興、別に舟屋だけではございません。いろいろと支援はしております。支援はするんですけれども、海水浴場に関しては、開設者は地域であります。泊地区、本庄地区は、そんな申請出してするのがいやだったらもう終わりなんですわ。そこはそこで、いわゆる自助、共助、公助、はっきりその辺のわきまはしていただきたいなと思っております。

また、温泉施設につきましても、私の、ないものねだりをしない、あるもの持てるものを最大に生かす、もうこれそのままでありますね。自然、景観、歴史、伝統、文化、地場産業、そういったものを総合的にプロデュースして世界に発信だと、それは申しております。しかしながら、その温泉、老人福祉センターの温泉は、それはそれという使い用途があります。それを多少は有効利用はしますけれども、それを大々的にという施設でもありませんので、それはそれでございます。

また、それよりももっと町所有の温泉の源泉というのがございますので、それについては、先ほど申し上げました、今計画しておりますエネルギー調査でありますね、その結果を踏まえてその辺の検討はまたさせていただきたいなと思っております。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、中嶋議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を、全てを終わります。

休憩をいたします。再開は10時45分。よろしく申し上げます。

休憩 10時31分

再開 10時46分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第51号

～

◎ 日程第4 議案第52号

○議長（上辻 亨君） 日程第3、議案第51号 物品購入の変更契約締結について（除雪ドーザ5t級）及び日程第4、議案第52号 物品購入の変更契約締結について（4tコンテナ脱着車）の2議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第51号 物品購入の変更契約締結について（除雪ドーザ5t級）、議案第52号 物品購入の変更契約締結について（4tコンテナ脱着車）について、一括提案申し上げます。

町道除雪用の除雪ドーザと分別ごみ収集用の4tコンテナ脱着車でございますが、いずれも9月30日までに納車することができないことから、消費税額を含む契約額に変更が生じるため議会の議決を求めるものでございます。

担当課長からの詳細説明は省略させていただきますが、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） それでは、2議案についてこれから質疑を行います。質疑はありませんか。これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号 物品購入の変更契約締結について（除雪ドーザ5t級）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから日程第4、議案第52号 物品購入の変更契約締結について（4tコンテナ脱着車）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第39号

○議長（上辻 亨君） 日程第5、議案第39号 平成30年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、なければ、原案に賛成者の発言を許します。松山議員。

○1番（松山義宗君） 議案第39号 平成30年度歳入歳出決算認定の件について、拓政会を代表しまして賛成の立場で討論いたします。

平成30年度は、29年度に引き続き台風の襲来により伊根町においても甚大な被害があり、職員や関係機関の皆様を初め町民の皆様にとりましても試練の年だったと、今思い起こしております。今もなお復旧作業に追われております。

さて、歳出の内容は、農林水産業への補助金を初め、特に観光関連事業においては、滞在型の観光施設の完成もあり、どのような影響が今後あるか、町内全ての宿泊業者に期待するところがございます。また、3歳児以上の保険料無償化、小中学校の教育費や高校生以下の医療の実質無料化と、切れ目のない支援に加え奨学金制度など、大いに評価することができます。

一方、順調に利用者が推移している伊根地区のお試し住宅に比べ、議員として私も進言しました農業移住者を目的とした本庄地区のお試し住宅は、いまだ未利用となっており、需要の見誤りも含め、私自身、反省するところがございます。今後は、地域住民との協働により利用を図るため努力するところです。

今後は、会計年度任用職員条例の制定により、財政の圧迫が懸念されます。自主財源の乏しい本町ではありますが、町民のニーズに応えるため一層の努力をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 平成30年度決算認定の討論に、議員団を代表して賛成の立場で参加いたします。

平成30年度の決算は3億1,294万5,000円の黒字であり、翌年度に繰り越すべき財源1億9,350万円を差し引いても実質収支は1億1,944万円の黒字決算となっています。財政力指数や経常収支比率では交付税に依存せざるを得ない財政の困難さが見てとれますが、実質公債比率は標準数値を下回っており、健全な財政運営がなされています。基金全般では4,644万4,000円の減額となりましたが、主には災害復旧に対応し、また国保税の軽減を図るものであり、町民の暮らしを維持する上での必要な手当てであったと思います。吉本町長を初め職員の皆さんの努力があらわれた決算であり、大いに評価できるものです。

まず、一般会計について述べます。

今年度の事業では、滞在型体験観光まちづくり事業では9,000万円近い事業費をかけて取り組まれました。運営のノウハウの伝授や素泊まりの民宿などの起業のきっかけづくりとしての役割

を持ったものであるということですが、雇用の創出、舟屋の有効活用なども今後期待したいと思いをします。

農業振興補助金交付事業では、新規就農者への支援や都市部から移住促進のための住宅改修への支援などが行われました。若い農家が自立して伊根町の農業の中心となって活躍できることを期待します。また、新規就業漁業者に対しても全額町の補助によって支援が行われました。第一次産業を重視する事業として今後も力を入れていただきたいと思います。そして、これらの事業により町内で若者の新規就労がふえていくことを期待します。

有害鳥獣対策は、いまや町民全体の最大の関心事と言っていいかもしれません。猿やイノシシばかりでなく、鹿や熊、鳥の被害は増加しており、その対策は待ったなしの状況です。行政としても知恵を絞って対応されていると思いますが、家庭菜園を楽しむ高齢者に対して、高齢者の生きがい、健康づくりという福祉の観点から、有害鳥獣対策の補助のあり方を検討していただきたいと思います。

災害対策では、7月の豪雨により国道178号が通行止めとなった7月10日に、高校生の通学の足の確保として、宮津市と連携して臨時的船便を運行させました。災害時の機敏な対応は、町民の不安を軽減させるものでした。国道178号強靱化促進期成同盟も結成されました。今後の取り組みをしっかりと進めていってほしいと思います。

情報発信事業では、情報発信員の成果として、伊根町公式フェイスブックの開設や、担当していた広報伊根が京都府広報協会主催の府民賞を2年連続で受賞したことは、とても努力をされたのだと思います。読みやすい工夫がなされてきていると思います。これからも紙面の充実を図り、親しみの持てる広報となるように期待します。

小学校のエアコン設置と一部トイレの洋式化が実施され、学習環境の改善が図られました。子供たちの学習意欲もさらに向上し、健康で充実した学校生活を送れることを望みます。

次に、特別会計に移ります。

介護保険関係では、生活支援体制整備事業で、高齢者の居場所づくりが平成29年度からモデル地域を設定して開始されていますが、30年度も同様の3地区での取り組みとなりました。要望のあった地区を対象に取り組みされているとのことですが、ほかの地区でも居場所づくりの取り組みが広がっていくように働きかけをお願いしたいと思います。

介護予防日常生活支援総合事業では、緩和型、訪問型サービスAは宮津与謝広域シルバー人材センターに業務委託されていますが、30年度は利用実績がなかったということでした。ときどき、ごみステーションに残されている分別ごみを見かけますが、高齢者にとって、ごみの分別は困難な作業の一つと考えられます。高齢者のお宅に伺って、ごみの分別をお手伝いしている方もおられます。一般介護予防事業では、身体機能面での低下に加えて、生活での困難な事項の聞き取りも行い、介護認定を受けられていない高齢者に対しても適切な生活支援をお願いしたいと思います。

訪問看護事業では、終末期医療の取り組みが進み、医療保険における訪問件数が増加しています。在宅医療研究会が開催され、住民の在宅医療への理解が広がる中で、今後も最期を在宅で迎える方がふえていくのではないかと考えられます。障害や疾病を持ちながらも在宅で暮らしていくための心強い支援が昼夜を問わず行われていることは、本当にありがたいことです。スタッフの皆さんは大変な激務とは思いますが、今後も一人一人に寄り添ったかかわりをお願いしたいと思います。

今後も伊根町が町民との対話を重視し、町民の理解を求めながら小さな自治体のよさを生かして活気あるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。今後のさらなるご奮闘を期待して平成30年度決算認定の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算において、限られた厳しい財政の中、若い世代に対しては子育て支援の教育費無償化事業を初め、数多くの生活に密着した各種の事業が切れ目なく行われ、また、今後の観光振興に向けた宿泊設備整備事業など、町長が掲げられた政策をバランスよく効率的に着実に実施されました。その結果、ともに黒字決算となり、このことに大いに評価いたします。

不納欠損処理では、税の公平性の観点から、地方税機構と連携し徴収率を一層高めるよう努力をお願いいたします。

今後の少子高齢化を見据え、自然災害に強く、安心して暮らせることができ、町民一人一人が豊かさを実感できる町政運営を引き続き推し進められることを期待し賛成討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成30年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（上辻 亨君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（上辻 亨君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

本定例会も、皆様のご協力をいただきまして、予定どおり閉会の運びとなりました。

また、平成30年度歳入歳出決算も、慎重審議の上、認定いただきました。決算認定で議員からの意見等については、今後、検討していただきますようお願いいたします。

本年度も早いもので折り返しとなりました。理事者、幹部職員におかれましては、ご自愛いただきまして、引き続き町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 11時02分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員